

保護者の方へ

保育園での投薬について

保育園つくしんぼ

- 1 保育中でのお子さんへのおくすりは、原則として当園では与えないことになっています。
- 2 お子さんのおくすりは保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、「連絡表」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡ししていただきます。
- 3 くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
- 4 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
- 5 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承ください。また、初めて使用する座薬については対応できません。
- 6 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- 7 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
- 8 持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには必ず「連絡表」を添付してください。なお薬剤師が発行する「薬剤情報提供書」も添付してください。薬局で「薬剤情報提供書」をいただくように心がけてください。
 - ②使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③袋や容器にお子さんの名前を必ず記載してください。
- 9 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝え下さい。